平成２６年（フ）第５５５６号
大阪府門真市東江端町12番25―708号
破産者　大江　恵子（旧姓徳光）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２８３号
大阪市都島区都島北通２丁目21―33　ニューバル402号、住民票上の住所大阪府池田市神田４丁目２番２号
破産者　尚希設計事務所こと　眞鍋　　孝
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７０６号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目５番16号公園南ハイツＢ棟12号
破産者　金指　　勝
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２０号
大阪府豊中市三和町３丁目９番15号、前住所大阪府豊中市大黒町１丁目２番７号
破産者　生田　充彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０２号
大阪市西区江戸堀３丁目８番16―703号
破産者　中尾　雄二
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４００７号
大阪市中央区谷町５丁目７番９―604号
破産者　髙安加奈子（旧姓楠原）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４０号
大阪府八尾市萱振町１丁目33番地の１　八尾壱番館102号
破産者　清水紅美子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０６８号
大阪府門真市大字桑才132番地の９
破産者　玉置　洋一
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０８号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番７号
破産者　山口　優美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１２０号
大阪府吹田市岸部中１丁目10番Ｃ－３号
破産者　髙田　初美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０６号
堺市東区南野田267番地２　ニュー上野ハイツ202号、前住所堺市東区石原町４丁191番地
破産者　西川　洋子（旧姓石﨑）
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５４号
大阪府富田林市清水町３番７―803号
破産者　森　　俊也
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８５５号
堺市北区北花田町４丁103番地13―205号
破産者　大一空調こと　柳原　大輔
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岡山県真庭市上市瀬695番地、開始決定時の住所岡山県真庭市栗原1700番地２
破産者　才木　秀雄
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０１号
広島市東区馬木６丁目457番地109
破産者　美都匠こと　本山　一誠
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６４号
広島市中区宝町５番28―401号
破産者　スタンドＭＩＭＩこと　沖屋三津美
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７６号
広島市安佐南区八木８丁目７番13―403号
破産者　森田　展生
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１０号
広島市東区戸坂山根２丁目４番10―104号
破産者　河添寝具店こと　河添　克史
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２２号
広島市南区宇品東５丁目３番108号
破産者　小川　由佳
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部